

◇第3次行財政集中改革プラン（後期）実績（令和3～4年度）

別表1

目標	推進項目	実施項目	期待される効果とそための取組	取組状況	成果等	効果額 (単位:千円)	
第3次行財政集中改革プラン 1 行政資源をより一層効果的・効率的に活用する	(1) より実効性の高い行政経営の確立	⇒ 建設工事等の電子入札システムの導入	入札事務の効率化及びコロナ対策としての三密の回避、入札参加者の利便性の向上を目指すため、建設工事等の電子入札システムを導入を図る。	令和3年中にシステム内容の検討、基礎データの入力、関係者説明会等を経て、令和4年1月に電子入札システムの運用を開始した。	入札に係る書類の提出や受領確認などがインターネット上で行われるようになったため、時間拘束の解消等により事務が効率化され、入札参加者にとっても利便性が向上した。併せて入札実施による三密も回避された。	—	
		⇒ 人権文化センター運営の見直し	人権啓発の高度な能力をもった人材の育成・配置及び人権啓発事業を推進するために、年次的な研修計画を策定の上、中堅職員の育成を図る。	・人権文化センター研修の開催、その他の研修派遣の実施。研修受講による人材育成と平行して、センター所長会における人権文化センターのあり方・人材育成の方向性等の協議を定例化することとした。 ・「隣保事業士」資格認定講習への参加が難しい。 ・人権啓発事業として、部落解放研究倉吉市集会、人権教育講座、同和教育町内学習会等や広報誌等を活用した情報発信の実施。	スキル向上のため「隣保事業士」資格認定講習の受講を計画したが、コロナ感染拡大等で参加できていない。研修派遣等により中堅職員の人材育成の推進が図られている。	—	
		⇒ 敬老事業の見直し	運営費用の算定基準等の見直し及び敬老事業の満足度の向上を目的とし、地域の実態に合わせた企画運営の方法を検証し、運営側との新たな実施要領等について合意形成を図る。	地域の実態を調査するため、自治公民館連合会を通し各地区敬老事業実施団体代表者に意向調査を行った。意見をとりまとめ、それに合わせた敬老会のあり方の検討を行い、関係者と合意形成を図った。	令和5年度から、各地区の団体がそれぞれ独自の方法で参加者の満足度の向上につながる敬老事業が実施できようよう、これまでの委託による敬老事業から、市が補助する形で実施するものへと見直すことができた。	602	
	(2) わかりやすく利便性の高い組織体制の構築	⇒ 経常的な取組の継続実施及び新たな取組の追加検討	⇒ 経常的な取組の継続実施及び新たな取組の追加検討				
		⇒ 観光事業実施主体の検証	市と倉吉観光マイス協会の人員配置、補助金等の財政支援の適正化及び多様な観光ニーズに対応した柔軟な観光事業の推進を目的とし、市と協会との役割の明確化及び収益事業の見直し支援を行う。	・観光協会と市で、それぞれの人員体制や各担当の事務分担等を協議した。また、旅行業の登録の完了や会員の増加など自己財源を確保するための体制整備を推進した。 ・観光協会役員会等へ参加し、収益事業の実施状況や事務局の運営事業等を確認した。	・観光協会と市で協議の場を持ち、それぞれの人員体制や各担当の事務分担等を整理することができた。 ・観光協会の職員の異動やコロナ支援事業等の推進を優先したため、年次的な自主財源比率と補助金削減の目標や方針の協議を十分に行うことはできなかったが、初めて旅行業を生かしたツアー作成・販売を行うことができた。	—	
	(3) プラン（後期）優先方針（1）公共サービスの民間参入の促進	⇒ 市営住宅等管理委託事業	居住支援体制の充実及び民間事業による市民サービスの向上を図るため、市営住宅等の管理について外部委託を進める。	・令和3年10月に市営住宅の管理代行、指定管理の契約を「鳥取県住宅供給公社」と締結。 ・住宅確保要配慮者に対し、経済支援等の住宅セーフティネット体制を充実させた。	・市営住宅と県営住宅の委託先が一本化し、休日等における対応の迅速化や窓口事務のワンストップ化が図られ、居住者のサービス向上につながった。 ・要配慮者の居住に対する経済的支援を行った。	4,145	
		⇒ 上水道〔維持管理部門〕の外部委託	維持管理部門職員の適正配置及び民間委託による効率化を図り、屋内漏水調査等現在の業務を見直し、廃止や外部委託等の方針をまとめる。	外部委託の可能性がある業務を検討。計画的修繕については一部外部委託の契約ができたが、事業者の人員不足等から計画的修繕の全般的な委託や緊急修繕の委託には至らず、人員削減にはつながらなかった。	民間委託による効率化を模索したが、全面的な委託が困難だったため維持管理部門の適正配置につながらなかった。	—	
		⇒ 市営住宅建設に伴うPFI導入事業	民間技術導入による経費削減及び市営住宅長寿命化計画の推進と効率化を図るため、PFI事業による市営住宅の整備の妥当性を検証する。	市営住宅等長寿命化計画に基づき長坂新町住宅と余戸谷町住宅を集約し、余戸谷町住宅敷地内に建て替えを検討。令和3年にPFI導入可能性調査を実施。事業削減効果が見込まれたため、令和4年度にPFIアドバイザー業務を実施。令和4年12月にはPFI事業者決定し契約を行った。事業期間は令和7年9月30日まで。	・民間技術導入により、計画当初は13.8%の経費削減を見込んでいたが、物価高騰により経費削減には至らなかった。しかし、工期の短縮・資材早期発注によるコスト上昇を抑えることができた。 ・長坂新町住宅の敷地が氾濫想定区域であったため、住民の安全性の確保に寄与。	—	
		⇒ 選挙業務の民間委託	人材の安定確保と民間のノウハウを生かした事務の効率化を図るため、期日前投票所の事務及び開票所道具の搬入搬出業務の民間委託について効果を検証する。	開票所への機材運搬等業務は委託に移行できた。期日前投票の業務は、高齢者への配慮などが必要な場面があり全部委託することが難しく、一部委託にとどまった。	開票所への機材運搬等が委託できた部分は、職員の負担が軽減した。ただし、期日前投票の事務が一部委託にとどまり、想定より縮小した形となったが、動員減による職員の負担軽減へ一定の効果があった。	—	
		⇒ A I による会議録の作成支援システムの導入	時間外勤務時間の減少及び市民サービスに従事する時間を確保するため、会議録作成システムの導入を図る。	試行期間を経て、令和3年5月に運用を開始した。	会議時間に対する会議録作成時間の削減は、web会議でヘッドセットから直接録音する場合や発言者がマイクを利用する場合、テープおこしの作業がほぼ発生せず作業量90%減。机の上にレコーダーを置いて録音した場合は、20%程度の削減。時間外勤務の削減や市民サービスに従事する時間の確保につながった。	—	
		⇒ 学校施設包括管理サウンディング調査	管理事務の軽減化と技師職員減少への対応及び学校施設の適正管理の維持のため、学校施設包括管理委託に対する民間事業者のアイデアを募集する。	先行事例の情報収集や、関係団体等と協議した結果、PFI事業としては採算性に問題があるとの意見が多く、前向きな回答が得られなかったため、費用のかかるサウンディング調査には至らなかった。	管理事務の軽減化と技師職員減少への対応、学校施設の適正維持を見込んだが、市場性がなかった。	—	
		⇒ 市民課窓口業務委託の検討	職員の適正配置及び業務に精通した事業者による安定的なサービスの提供を行うため、窓口の民間委託の先進事例・委託条件等の調査・研究を実施する。	先行自治体のプロポーザル実施要領や仕様書等、委託業務の範囲や予算規模などを中心に情報を収集。効果を上げているケースは団体規模も大きく、国保や福祉関連も含めた包括的な委託が多く、小規模団体では委託を中止する動きもあった。	現状では、市民課単独では費用対効果は見込めない。自治体DXの進捗により、各窓口業務の効率化が見込まれることから、その状況を見ながら必要であれば再度検討する。	—	
	⇒ B & G海洋センターの運営	職員の適正配置や施設の有効活用及び安定運営、またサービス向上による施設利用者の増加を図るため、新たに運営を担う指定管理者への引継事務の確認と新規事業の検証を行う。	市職員が行ってきたことを指定管理者に引き継いだ。指導者育成のため指定管理者職員がセンターインストラクター研修を受講。また、利用者アンケートを実施し、利用者ニーズの把握に努めたものの、コロナ感染拡大やクラブチームが別に活動場所を移したことによる利用者数の減少がみられた。	指定管理者が適正な運営・管理を行える体制の構築を図った。指定管理者職員がセンターインストラクター研修を受講したことで、市職員の補助の必要性が無くなったことで、事務が効率化した。アフターコロナを見据えた新たな魅力ある自主事業の開催が必要。	—		
	⇒ 経常的な取組の継続実施及び新たな取組の追加検討	⇒ 経常的な取組の継続実施及び新たな取組の追加検討					

◇第3次行財政集中改革プラン（後期）実績（令和3～4年度）

別表1
効果額
(単位:千円)

目標	推進項目	実施項目	期待される効果とそための取組	取組状況	成果等	効果額
⇒ 2 職員一人ひとりの能力を高める	⇒ (1) 職員の意識改革の推進	⇒ 経常的な取組の継続実施				
	⇒ (2) 職員の能力開発の推進	⇒ 経常的な取組の継続実施				
	⇒ (3) 人事評価制度の検討	⇒ 経常的な取組の継続実施				
	⇒ (4) 定員管理の適正化	⇒ 倉吉市職員定員管理計画の実施	適正な人員配置による効率化と人件費の削減を図るため、平成29年度に策定した市職員定員管理計画を推進する。	事業の民間委託や事務改善の進捗を見ながら、適正な人員配置による効率化を図り、人件費の削減を図った。	令和4年4月1日時点職員数411人となり、計画の目標は達成できた。 R3職員数417人-R4職員数411人=6人 1人当たり人件費 7,204千円×6人	43,224
			⇒ 働き方改革による時間外勤務の縮減	ワークライフバランスの実現と人件費の削減を図るため、業務の効率化、職員自身の意識改革等を進め、時間外勤務時間を削減する。	令和4年度には1人あたりの時間外勤務時間数年90時間以下を目標に縮減に努めたが、令和3年度の6月豪雨による災害復旧、選挙事務、システム入替による事務の増加、令和4年度は学校統合、議会対応、マイナンバー、女性会議等による事務が増加した。	ワークライフバランスの実現と人件費の削減を目指していたが、想定外の事務が増加し、目標を達成できなかった。
		⇒ 経常的な取組の継続実施				
⇒ 3 財政の健全性を確保する	⇒ (1) 適正な規模の基金の確保と特別会計経営健全化	⇒ 経常的な取組の継続実施				
	⇒ (2) ブラン（後期）優先方針（2） 適正な受益者負担の推進	⇒ 社会体育施設の利用料金の見直し	維持管理費の財源確保及び利用者負担の適正化を図るため、施設整備により機能が向上した社会体育施設の利用料金を見直しを行う。	コロナ感染拡大により利用者数が減少していたが、大会数等は回復傾向にあるものの、一般利用者は減少している。現状の数値で適正な受益者負担を考慮した利用料の算出が困難な状況。	アフターコロナにおいて、どこまで利用者が回復するか注視しながら利用料の改正に取組む。	-
		⇒ 上水道事業の経営分析と水道料金の検証	現状の分析と経営基本方針の明確化による独立採算の維持及び受益者負担の適正化を図るため、上下水道施設更新・基本計画及び経営戦略を踏まえ、適正な水道料金を検証する。	令和3年3月に倉吉市水道事業経営戦略を策定した。経営戦略では、健全な経営を確保するため4年ごとに料金を見直しすることとし、今後は令和6年度に水道事業運営審議会に諮り、令和7年度、令和11年度に料金改定を予定している。	現状の分析と経営基本方針の明確化を図り、適正な受益者負担がなされるよう見直しを行った。定期的に料金改定の協議を行うことで、受益者負担適正化の実現が見込まれる。	-
		⇒ ゴミ処理手数料の検証	手数料収入の増及び分別の徹底によるゴミの搬入量を削減するため、市廃棄物減量等推進審議会を開催し適正なゴミ処理手数料を検証する。	中部ふるさと広域連合との担当課長会で埋立ゴミ削減のため、プラスチックのリサイクルについて検討していくことを確認。令和4年度には、廃棄物の一般処理施設のあり方についての協議会が設置された。具体的な取組は令和5年度以降鳥取市の処理施設を視察してから検討を進めることになった。	手数料収入の改定には至っていない。ただし、ゴミ搬入量削減のため、プラスチックリサイクルについての具体的な取組を検討中である。	-
		⇒ (3) 収納率の向上	⇒ 徴収体制の強化	効果的・効率的な債権回収及び未収額の圧縮のため、各課の債権回収の体制のあり方や債権管理条例制定の必要性等を検証する。	債権管理に関する各課アンケート等を実施。債権所管課の要望に応じ「一部債権移管」は後期保険料、住宅使用料、高齢者住宅貸付金について滞納整理を行った。また、所管課対象の研修会の実施や個別案件への指導等の実施。「債権管理条例」、「全部債権移管型一元化」については、先進地の情報収集を行った。	債権回収の体制のあり方等のアンケート・ヒアリングを実施したことで、一部債権移管が実現し滞納整理を行うことができた。また担当課の事務の見直しにつながった。
	⇒ (4) 補助金等の適正交付	⇒ 経常的な取組の継続実施				
	⇒ (5) 市の財政に関する情報の提供・公開	⇒ 経常的な取組の継続実施				
⇒ 4 公共施設の維持管理の最適化に向けた取組を進める	⇒ (1) 総合的な公共施設マネジメントの推進	⇒ 経常的な取組の継続実施及び新たな取組の追加検討				
	⇒ (2) ブラン（後期）優先方針（3） 有効活用や再配置の検討	⇒ 農業施設の地元への譲渡推進	維持管理費の削減のため、農業施設の地元譲渡又は廃止について方針を検討する。	内部における整理を進めているところだが、具体的な譲渡可能施設の選定作業に着手できておらず、地元協議にも至っていない。来年度以降も譲渡を進める方向で継続していく。	維持管理費の削減に至ることができなかった。今後も公共施設等個別施設計画に基づき、進捗管理を行う。	-
		⇒ 公立保育所の再編計画の推進	保育人材の安定的な確保及び良好な保育環境を確保するため、市内西部エリアの保育需要に対応するよう新たな保育施設を整備する。	整備地の決定、事業着手に向けた保護者への説明、意見交換を行い、一定の理解は得られたが、地域への説明においては、引き続き全体計画を含めた説明が必要。	当初は令和5年開所予定で進めていたが、候補地の選定に時間を要し予定より遅れている。各地区への説明を進めているところ。	-
		⇒ 老人憩の家管理の見直し	維持管理事務の効率化のため、合築の施設について、施設の目的と利用実態を整理し、所管替え等の方向性を検討する。	高城ふれあいセンターについて、地域づくり支援課と協議し、令和5年度から老朽化した高城コミュニティセンターの分館として位置付けることになった。他の老人憩の家については、今後関係団体や関係課との協議が必要。	高城老人憩の家をコミュニティセンターの分館化をすることができ、維持管理事務の効率化につながった。	-
		⇒ (3) 計画的な改修の推進	⇒ 経常的な取組の継続実施及び新たな取組の追加検討			
	⇒ (4) 運営改善の推進	⇒ 経常的な取組の継続実施及び新たな取組の追加検討				

後期の効果額の合計 48,342